

9 不適正勧誘取引

54 キヤッチセールスによる未成年者契約

茨木簡裁昭和六〇年十二月二〇日判決

(昭和五九年(ハ)第七九号債務不存在確認等請求事件)

(判例時報一一九八号一四三頁)

〈事実の概要〉

昭和五八年八月二十五日、未成年者X(会社員・一八歳・女性)が買物のため、大坂市の繁華街を通行中、販売業者Y₁の従業員Aら二名から化粧品品の販売の勧誘(キヤッチセールス)を受け、その付近に所在のY₁の事務所へ赴き、同所でエステティック美容および化粧品品の購入を内容とする化粧品購入契約を代金一六万五〇〇〇円で締結することにして、Y₁と提携関係にあるクレジット会社であるY₂とショッピングクレジット契約(立替払契約)を締結した。

本件立替払契約の申込に際して、未成年者Xは、Y₂を代行する販売業者Y₁の従業員Aから年齢を聞かれたため、昭和四〇年生まれの満一八歳であることを答えたとし、同従業員Aから申込書に昭和三八年と記入するよう指示され、Xはその指示に従って昭和三八年と記入した。

Xは販売業者Y₁に対し、化粧品購入契

約の代金の一部として契約日に一万円、翌月に金五、〇〇〇円の合計一五、〇〇〇円を支払い、また、クレジット会社Y₂に対して、一万四、〇〇〇円を支払った。

Xは、昭和五八年九月十四日までに引渡しを受けた化粧品について、いずれも一部を使用した後、その後の支払いをしないうまま、契約の日から五ヶ月後の昭和五九年一月三〇日、内容証明郵便をもってY₁との間の化粧品購入契約を取消す意思表示を行い、さらに、昭和五九年六月四日、Y₂に対しても、立替払契約の取消の意思表示を行った。

これに対して、Y₁およびY₂は、Xの取消を認めず、Y₂が、立替金の支払いを請求したため、Xは、Y₁に対し、不当利得返還請求権に基づき、Y₁が化粧品購入等の代金としてXから受領した金一万五、〇〇〇円の支払いを求め、Y₂に対しては、立替払契約に基づく金一五万四、〇〇〇円の債務の存在しないことの確認及び不当利得返還請求権に基づき、Y₂が立替払金としてXから受領した金一万四、〇〇

〇円の支払いを求める訴えを提起した。

〈判旨〉

請求一部認容・確定(Y₁に対しては引替給付判決、Y₂に対しては請求全部認容)。

(一) XはY₁との間に化粧品購入契約を締結するにあたり、その衝に当るY₁の従業員Aらに対し、自己の真実の年齢、生年月日等を告げているものであり、立替払申込書等に真実と異なる生年月日を記載したのは、Aらが指示してXに記載せしめたものであつて、このような状況にあつては、Xは化粧品購入契約に際し、Y₁に対し真実の生年月日を告知したものとみるべく、Xが右経緯により申込書等に真実と異なる生年月日を記載したとしても、これをもってXが自ら成年者であつて能力者であることをY₁に信じさせるために詐術をもちいたことにはあたらない。

(二) Y₂とY₁とは加盟店契約を結んでいる信販会社と加盟店である販売店であつて、Y₂は立替払契約の申込に関する事務をY₁に代行させ、Y₂を一種の自己の機関として契約を締結していたものであり、XはY₂との本件立替払契約締結にあたり、事務を代行するY₁の従業員に対し、自己の真実の年齢、生年月日を告知しているものであり、かつ立替払契約書の真実と異なる年齢の記載は、Y₁の従業員Aらの指示に基づくものであつて、この場合、Xが積極的にY₂をして自己を能力者として信じせしめる意思のもと、その手段として申込書等に虚偽の年齢を記載したものと認められるときは、その記載

は詐術に当たるといふべきであるが、X自身としてはAらに真実の年齢、生年月日を告げたものであり、何らY₂を誤信させることを欲するものではなかつたにもかかわらず、Y₂の立替払契約の事務を代行するY₁の従業員Aらにより、右申込書等に生年月日を昭和三八年と記載するよう指示され(Xはクレジット取引について未経験であつて知識が乏しかった)その指示のとおり記載したものであると認められるものであつて、この場合に単に右記載の一事をもってY₂に対し、自己を成年者であつて能力者であると信じさせるための詐術に当たるといふのは相当ではないといわねばならず、右記載によつてY₂がXを成年者と誤信することがあるとしても、それは自己が立替払契約の締結事務を代行させているY₁の従業員が右事務代行に当りXに指示して右のとおり生年月日を記載せしめた結果によるものであつて、前記の通りXに対し詐術を用いた場合に於たるものと主張することはできない。

昭和五八年八月二十六日、Y₂からXに対し立替払契約に関し電話(いわゆる確認の電話)があつた際、XがY₂に対し、Xの生年月日が立替払申込書に記載のとおり昭和三八年に相違ない旨回答した事実についてこれを認めるに足りる証拠はない。(三) Xが昭和五八年八月頃訴外B株式会社から受け取つていた給料は一月月の手取金額で七万ないし八万円位であつて、その内食費として約三万ないし四万円位を費消し、その残額から実家への送金分を差引くと残りが約二万ないし三万円位であつたことが認められる。

Xの月収金額と化粧品購入代金額一六万五、〇〇〇円を比照するに、化粧品代金は月収に比し約二倍に相当する金額であつて、かつ食費及び実家への送金分を差引いた残額が約二万ないし三万円であることを考慮すれば、本件化粧品購入金額はその処分につき予め親権者から包括的に同意を与えられていたとみるには高額に過ぎるものであり、Xの同購入をもつて親権者から処分を許された財産の使用と認めることは難しい。

Y₂に対する立替金の支払が一月一万四、〇〇〇円であつても、Xが分割払について期限の利益を失う事態が生じた場合は契約代金全額について直ちに支払うべき義務が生ずるものであつて、一月一万四、〇〇〇円の分割払の金額をもつて考慮の対象とすることは相当でない。

(四) XとY₁との間の化粧品購入契約の取消により、XおいてもY₁から受取った化粧品を現存する範囲で返還すべき義務があり、右義務はY₁のXに対する金一万五、〇〇〇円の支払義務と同時に履行の關係にあるから、XのY₁に対する本訴請求は、Xが所持する別紙目録(略)記載の化粧品を引渡すのと引換に右支払金一万五、〇〇〇円の支払を求めらるる限度において理由がある。

〈解説〉

一 本件が発生した昭和五八年の時点では、訪問販売等に関する法律(以下「訪問法」といふ)には、キヤッチセールスについての明文の規定がなく、キヤッチセールスについて訪問法の適用があるかど

うか、とくに、キヤッチセールスによつて、消費者が事業所に連れていかれ、事業所で契約を締結した場合(店舗内契約)にも、クーリング・オフができるかどうかについては争いがあった。そのようなキヤッチセールスにもクーリング・オフが適用されることが明文で規定されるに至るのは、昭和六三年以降のことである。

もしも、この事件が昭和六三年の訪問法改正以後に発生しており、しかも、営業所内で行われた契約としてクーリング・オフの告知書面が手渡されていない場合であつたとすると、少なくとも、消費者が使用していない化粧品に関しては、クーリング・オフの行使が可能であつた事例である。

二 クーリング・オフ制度は、もっぱら消費者を保護するために、民法の原則を修正して、消費者に一定期間の無条件解約権という恩恵を与える消費者保護の制度であると解されている。

しかし、競争法的観点から見ると、店舗を構えて、消費者にいろいろの商品を選択できる環境や苦情に即座に対応できる措置を講じている店舗販売と、そのような対応が十分でない無店舗販売を競争させれば、無店舗販売が一方的に有利になつてしまふことは明白である。このよ

うな観点から見ると、無店舗販売は、店舗販売と比較して、一般的に、消費者の選択の自由の犠牲の上に成り立つ不公平な販売方法と考へなければならぬ。

つまり、クーリング・オフの制度は、消費者に恩恵を与えているという側面だけでなく、店舗販売との比較の上で、一般

的には、不公正な競争を行っている訪問販売業者の行為を、クーリング・オフ期間を経過しても消費者がクーリング・オフの権利を發動しない場合に限り、正当な競争行為として免罪するという、無店舗販売業者の保護を図つた、産業育成法と位置づけることが可能なのである。

三 本件は、本来ならば、競争法秩序の下で、成年を問はず、被害者は不公正な方法で締結された契約の拘束から解放されるべき事例であつた。しかし、訪問法の不備、および、著しく不公正な競争によつて締結された契約を公序良俗違反として無効とする解釈が定着していない当時としては、消費者を保護するためには、未成年者の契約取消という方法によるしか解決の道は残されていなかったのである。

しかし、本件のように、安全性とは無関係の日用品の販売トラブルが裁判にまで及ぶことは非常にまれである。本件の場合も、当初は、消費者センターに持ち込まれた苦情に過ぎなかつたが、消費者センターでの解決が困難であつたため、消費者保護を専門とする弁護士が紹介されて、そのような弁護士の支援があつて初めて消費者が勝訴することのできた事例である。

従来、民法二〇条の「無能力者の詐術」が裁判で問題となつたのは、進禁治産者による不動産取引にほぼ限定されていた(最一小判昭和四四・二・一三民集二三卷二号二九一頁、名古屋地判平成四・一〇・七家月四五卷二〇号七七頁、判時一四五〇号一四頁、判タ八一三三三頁、金判九一九

号三六頁等参照)。本件のように、小額の日用品の売買取引についての未成年者の契約が、処分を許された財産の範囲内の問題であるのか、販売員の指示によつて生年月日を成年であるかのようにずらせて申込書に記入することが無能力者の詐術に該当するかどうか裁判によつて判断されることはなかつた。

本判決における民法解釈は、いちいちもつともであり、従来判例および通説の判断基準を超えるものではない。しかし、小額のため、通常では裁判にならないような、しかも、市民の日常生活において頻繁に起こりうる事例が、裁判事件となり、正当な判断が下されたのは、この事件が消費者問題としての典型例としての側面をもつていたからであらう。消費者問題を通じて、もつとも基本的に典型的な民法判例が導き出されるということとを明らかにした点で、本判決は画期的な意義を有している。

〈参考文献〉

- 浜上剛雄「訪問販売法における基本問題」現代契約法体系六卷(一九八五年)二九三頁
- 松本恒雄「消費者私法ないし消費者契約という概念は可能かつ有用か」講座・現代契約と現代債権の展望六卷(一九九一年)三頁
- 石川正美「未成年を理由とする立替払契約の取消を認めなかつた事例」NBL五四五号三二頁
- 同「未成年を理由とする売買契約の取消を認め、その場合に立替払契約の保証人はクレジット業者に先買代金債務の消滅を主張しようとした事例」NBL五五一号六〇頁

(加賀山 茂) 大阪大学 教授